

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

| | | | | | |
|-------|--|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 事務事業名 | 流域下水道建設負担金事業 | | | 事業コード | 0815 |
| 所属コード | 920500 課等名 経営企画課 | | | 係名 | 財務係 |
| 課長名 | 石橋 俊一 担当者名 伊藤 亨 | | | 内線番号 | 6201 |
| 評価分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 | <input type="checkbox"/> 公の施設 | <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 | <input type="checkbox"/> 補助金 | <input type="checkbox"/> 内部管理 |

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

| | | | | |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------|--|------------|
| 総合計画 体系 | 施策の柱 | 快適な都市機能 | コード | 7 |
| | 施策 | 健全な水循環・良好な水循環の創出 | コード | 6 |
| | 基本事業 | 汚水処理の充実 | コード | 1 |
| 予算費目名 | 下水道事業会計 1款 1項 4目 流域下水道建設費負担金(200-01) | | | |
| 特記事項 | | | | |
| 事業期間 | <input type="checkbox"/> 单年度 | <input type="checkbox"/> 单年度繰返 | <input checked="" type="checkbox"/> 期間限定複数年度 | 開始年度 54 年度 |
| 根拠法令等 | 下水道法第 31 条の 2 | | | |

(2) 事務事業の概要

北上川上流流域(都南処理区)下水道事業は、盛岡市を中心とする 2 市 2 町の行政区域を対象に岩手県が事業主体となって整備促進を行っている事業である。終末処理施設である都南浄化センター、幹線管渠等の施設を整備するため、流域関連市町村が応分の事業費負担している。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

2 以上の市町村の区域にわたり下水道を整備することが効果的かつ経済的な場合は、都道府県が主体となり流域下水道事業を実施することができるとされている。

北上川上流流域下水道事業は、昭和 49 年に事業認可を得て、整備促進を重ね、昭和 55 年から供用開始された。

その建設事業費及び維持管理費の応分の負担として、関連市町村は岩手県に負担金を支出している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

周辺環境自体に変化はない。

地方への税源移譲等、国の三位一体の改革による財政上(財源確保等)の影響が懸念されるとともに、設備老朽化による大規模な施設改修費用が懸念される。

2 事務事業の実施状況 (Do) · · · · ·

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- ①北上川上流流域下水道事業都南処理区(岩手県施行)における下水道施設
(処理場、ポンプ場、管渠等)
- ②下水道計画区域内居住の市民

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 計画 | 25年度 実績 | 26年度 見込み |
|---------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 人口(計画処理区域人口の盛岡市分) | 人 | 313,900 | 290,500 | 290,500 | 275,020 | 275,020 |
| B 管渠総延長(計画値の盛岡市分) | m | 44,856 | 50,500 | 50,500 | 50,500 | 50,500 |
| C 処理能力(計画能力の盛岡市分) | m ³ /日 max | 195,840 | 195,840 | 164,150 | 143,363 | 143,363 |

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

北上川上流流域下水道事業都南処理区(岩手県執行)の処理場、ポンプ場、管渠等の設備に対する負担金を盛岡市、矢巾町、雫石町及び滝沢村が計画汚水量等の割合に応じて支払う。

- ① 基本計画に基づく当該年度の事業計画立案
- ② 事業主体となる岩手県の建設事業費の確定
- ③ 関係市町村による促進協議会、幹事会等の開催
- ④ 関係市町村間の負担割合の見直し
- ⑤ 負担金の支出(財源としての)起債発行

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 計画 | 25年度 実績 | 26年度 目標値 |
|-------------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 管渠施工延長 | m | 41,488 | 50,500 | 50,500 | 50,500 | 50,500 |
| B 促進協議会、幹事会等の開催回数 | 回 | 5 | 4 | 5 | 2 | 2 |
| C | | | | | | |

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

- ①流域下水道による処理能力を向上させ、処理区域の拡大と整備人口の増加を図る。
- ②関係市町村が協調して、流域下水道事業の円滑な整備促進を図るため、各種連絡調整を行う。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

| 指標項目 | 性格 | 単位 | 23年度実績 | 24年度実績 | 25年度計画 | 25年度実績 | 26年度目標値 |
|----------------------------|---------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 計画処理能力(日最大)達成の進捗度 | □上げる □下げる ■維持 | % | 89.5 | 89.5 | 89.5 | 89.6 | 89.6 |
| B 処理区整備区域内人口 | ■上げる □下げる □維持 | 人 | 217,996 | 259,391 | 260,500 | 260,253 | 260,475 |
| C 関係市町村全体の事業進捗度 (金額ベース) | ■上げる □下げる □維持 | % | 77.4 | 82.3 | 83.5 | 83.4 | 85.0 |

(7) 事業費

| 項目 | 財源内訳 | 単位 | 23年度実績 | 24年度実績 | 25年度計画 | 25年度実績 |
|-----|-------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 事業費 | ①国 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②県 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ③地方債 | 千円 | 337,600 | 424,200 | 199,100 | 198,100 |
| | ④一般財源 | 千円 | 2,137 | 3,613 | 932 | 332 |
| | ⑤その他() | 千円 | | | 0 | 0 |
| | A 小計 ①～⑤ | 千円 | 339,737 | 427,813 | 200,032 | 198,432 |
| 人件費 | ⑥延べ業務時間数 | 時間 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| | B 職員人件費 ⑥×4,000 円 | 千円 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 計 | トータルコスト A+B | 千円 | 341,737 | 429,813 | 202,032 | 200,432 |
| 備考 | | | | | | |

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている

理由：整備人口等の数値は、若干ながらも確実に伸びている。

② 市の関与の妥当性

妥当である

理由：流域下水道事業は、広域的な環境保全の根幹を成す事業であり、応分の負担の観点から施設建設負担金は必須である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である

理由：現行整備計画を推進する必要がある。

④ 廃止・休止の影響

影響がある

内容：下水道の普及が促進されない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がない

理由：同じ資本投資でも事業施行箇所によっては事業効果(普及率向上等)が異なるので、今後の整備箇所の選定に検討の余地があると考えられる。

しかしながら、本事業における効果は普及率の向上の度合いのみで測られるものではなく、整備対象区域の特性にも配慮する必要がある。

したがって、現状の計画を推進することが妥当であると考える。

(3) 公公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

- 受益機会の適正化余地

公平・公正である

理由：各関連市町村のニーズを考慮のうえ、整備していることから、受益機関は適正と考える。

- 費用負担の適正化余地

公平・公正である

理由：整備事業量等に応じて、各関係市町村が応分の負担をしているものであることから、適正であると考える。

(4) 効率性評価

- 事業費の削減余地

削減できない

理由：県主体の事業であり、関係市町村としても今後も応分の負担金の支出が必要である。

- 人件費の削減余地

削減できない

理由：建設負担金を負担する市町村の事務処理の在り方として、現在よりも効率的に(経費を縮減して)運営することは困難である。

4 事務事業の改革案（Plan）……………

(1) 改革改善の方向性

建設事業の効率的な運営、促進協議会事務の簡素化

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

建設計画の内容の再検討、促進協議会開催回数の削減、事務費の削減

5 課長意見・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方針

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

県が実施主体の事業であるが、運営に当たっては関係市町村も多額の負担金を支出していることから、より効率的な事業運営について、今後も県や関係市町村と積極的な意見交換を重ねていくこと。